

長野市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業の従業者、
設備及び運営の基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成28年長野市条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び条例で使用する用語の例による。

(介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等)

第3条 介護予防訪問介護相当サービス事業者が介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、2.5以上とする。

2 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（長野市指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第55号。以下「指定居宅サービス基準等条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス基準等条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における介護予防訪問介護相当サービス又は指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）第5条第4項の厚生労働大臣が定める者であつて、専ら介護予防訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（長野市指定地域密着型サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第59号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介

護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している介護予防訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

6 介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準等条例第6条各項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、条例第5条各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（介護予防訪問介護相当サービス事業所の設備等）

第4条 条例第7条第2項に規定する規則で定める事業は、指定訪問介護の事業とする。

2 条例第7条第2項に規定する規則で定める設備に関する基準は、指定居宅サービス基準等条例第8条第1項に規定する設備に関する基準とする。

（重要事項の説明等）

第5条 条例第8条第2項に規定する規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるもの

ア 介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第8条第1項に規定する重要事項（以下「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（当該方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

3 第1項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

4 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第1項各号に規定する方法のうち介護予防訪問介護相当サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用料等の受領)

第6条 条例第19条第4項に規定する規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において介護予防訪問介護相当サービスを行うことに要した交通費とする。

(訪問型基準緩和サービス事業所の訪問介護従事者)

第7条 訪問型基準緩和サービス事業者が訪問型基準緩和サービス事業所ごとに置くべき訪問介護従事者の員数は、利用者に対して訪問型基準緩和サービスを提供するために必要な数とする。

2 訪問型基準緩和サービス事業者が訪問型基準緩和サービス事業所ごとに置くべき訪問事業責任者の員数は、1人以上とする。

3 訪問型基準緩和サービス事業者が介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型基準緩和サービスの事業と介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、条例第5条各項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、条例第41条各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(訪問型基準緩和サービス事業所の設備等)

第8条 条例第47条において準用する条例第7条第2項に規定する規則で定める事業は、指定訪問介護の事業又は介護予防訪問介護相当サービスの事業とする。

2 条例第47条において準用する条例第7条第2項に規定する規則で定める設備に関する基準は、指定居宅サービス基準等条例第8条第1項に規定する設備に関する基準又は条例第7条第1項に規定する設備に関する基準とする。

(準用)

第9条 第5条及び第6条の規定は、訪問型基準緩和サービスの事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第8条第2項」とあるのは「第47条において準用する条例第8条第2項」と、同項第1号イ中「第8条第1項」とあるのは「第47条において準用する条例第8条第1項」と、第6条中「第19条第4項」とあるのは「第43条第4項」と読み替えるものとする。

(介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者)

第10条 条例第49条第2項の規定により規則で定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 生活相談員 介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 介護職員 介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス基準等条例第86条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス基準等条例第85条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準等条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における介護予防通所介護相当サービス又は指定通所介護等の利用者。以下この条及び次条において同じ。）の数が、15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時1人以上当該介護予防通所介護相当サービスに従事させなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の「介護予防通所介護相当サービスの単位」とは、介護予防通所介護相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準等条例第86条各項又は指定地域密着型サービス基準等条例第59条の3各項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、条例第49条各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(介護予防通所介護相当サービス事業所の設備等)

第11条 条例第50条第2項の規定により規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 食堂及び機能訓練室 次に定める基準

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができること。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 2 介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準等条例第87条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準等条例第59条の4第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、条例第50条第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第12条 条例第59条において準用する条例第19条第4項に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

2 前項第2号に掲げる費用については、基準省令第96条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(準用)

第13条 第5条の規定は、介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。

この場合において、第5条第1項中「第8条第2項」とあるのは「第59条において準用する条例第8条第2項」と、同項第1号イ中「第8条第1項」とあるのは「第59条において準用する条例第8条第1項」と読み替えるものとする。

(通所型基準緩和サービス事業所の従業者)

第14条 通所型基準緩和サービス事業者は、通所型基準緩和サービスの単位ごとに、当該通所型基準緩和サービスを提供している時間帯に通所型基準緩和サービス従業者（専ら当該通所型基準緩和サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型基準緩和サービスを提供している時間数で除して得た数が1以上（利用者の数が15人を超える場合は、2以上）となるようにしなければならない。

2 通所型基準緩和サービス事業者は、通所型基準緩和サービスの単位ごとに、通所型基準緩和サービス従業者を、常時1人以上当該通所型基準緩和サービスに従事させなければならない。

3 条例第65条第2項の規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師若しくはあん摩マッサージ指圧師又は介護予防通所介護（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。）の事業を行う事業所又は介護予防通所介護相当サービス事業所において、6月以上、常勤で介護予防の実務に従事した経験を有する者若しくはこれに相当する経験を有する者とする。

4 通所型基準緩和サービス事業者が介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型基準緩和サービスの事業と介護予防通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、条例第49条各項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、条例第65条各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。この場合において、第10条第1項第3号の介護職員の員数の算定については、同号中「当該介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス基準等条例第86条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス基準等条例第85条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準等条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における介護予防通所介護相当サービス又は指定通所介護等の利用者。以下こ

の条及び次条において同じ」とあるのは、「当該事業所における介護予防通所介護相当サービス又は通所型基準緩和サービスの利用者をいう」とする。

(通所型基準緩和サービス事業所の設備等)

第15条 条例第66条第1項の通所型基準緩和サービスの提供のための専用の区画の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上でなければならない。

2 通所型基準緩和サービス事業者が指定通所介護事業者等又は介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型基準緩和サービスの事業と指定通所介護等又は介護予防通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準等条例第87条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準若しくは指定地域密着型サービス基準等条例第59条の4第1項から第3項までに規定する設備に関する基準又は条例第50条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、条例第66条第1項から第3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第16条 第5条及び第12条の規定は、通所型基準緩和サービスの事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第8条第2項」とあるのは「第70条において準用する条例第8条第2項」と、同項第1号イ中「第8条第1項」とあるのは「第70条において準用する条例第8条第1項」と、第12条第1項中「第59条」とあるのは「第70条」と、「第19条第4項」とあるのは「第43条第4項」と読み替えるものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(旧指定介護予防訪問介護事業に係る特例)

2 第3条第2項及び第6項並びに第4条の規定は、介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定介護予防訪問介護事業者（長野市指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年長野市条例第15号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた長野市指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第56号）（以下「旧介護予防サービス基準等条例」という。）第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第2項	指定訪問介護事業者（長野市指定居宅サービス等の事業の従	指定介護予防訪問介護事業者（長野市指定居宅サービス等
--------	-----------------------------	----------------------------

	業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第55号。以下「指定居宅サービス基準等条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年長野市条例第15号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた長野市指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第56号）（以下「旧介護予防サービス基準等条例」という。）第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）
	指定訪問介護（指定居宅サービス基準等条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）	指定介護予防訪問介護（旧介護予防サービス基準等条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）
	介護予防訪問介護相当サービス又は指定訪問介護	介護予防訪問介護相当サービス又は指定介護予防訪問介護
第3条第6項	指定訪問介護事業者	指定介護予防訪問介護事業者
	指定訪問介護の事業	指定介護予防訪問介護の事業
	指定居宅サービス基準等条例第6条各項	旧介護予防サービス基準等条例第6条各項
第4条第1項	指定訪問介護	指定介護予防訪問介護
第4条第2項	指定居宅サービス基準等条例第8条第1項	旧介護予防サービス基準等条例第8条第1項

（旧指定介護予防通所介護事業に係る特例）

- 3 第10条第1項第3号及び第6項並びに第11条第2項の規定は、介護予防通所介護相当サービスの事業を行う者が指定介護予防通所介護事業者（旧介護予防サービス基準等条例第83条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条第1項第3号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス基準等条例第86条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同	指定介護予防通所介護事業者（長野市指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例等の
------------	---	--

	じ。)又は指定地域密着型通所介護事業者(長野市指定地域密着型サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年長野市条例第59号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。)第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)	一部を改正する条例(平成27年長野市条例第15号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた長野市指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年長野市条例第56号)(以下「旧介護予防サービス基準等条例」という。)第83条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。)
	指定通所介護(指定居宅サービス基準等条例第85条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)	指定介護予防通所介護(旧介護予防サービス基準等条例第82条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。)
	介護予防通所介護相当サービス又は指定通所介護等	介護予防通所介護相当サービス又は指定介護予防通所介護
第10条第6項	指定通所介護事業者等	指定介護予防通所介護事業者
	指定通所介護等の事業	指定介護予防通所介護の事業
	指定居宅サービス基準等条例第86条各項又は指定地域密着型サービス基準等条例第59条の3各項	旧介護予防サービス基準等条例第83条各項
第11条第2項	指定通所介護事業者等	指定介護予防通所介護事業者
	指定通所介護等の事業	指定介護予防通所介護の事業
	指定居宅サービス基準等条例第87条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準等条例第59条の4第1項から第3項まで	旧介護予防サービス基準等条例第84条第1項から第3項まで

(長野市指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

4 長野市指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成25年長野市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市長が別に定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者」を「介護予防訪問介護相当サービス事業者（長野市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成28年長野市条例第54号。以下「第1号事業基準等条例」という。）第5条第1項に規定する介護予防訪問介護相当サービス事業者をいう。以下同じ。））」に、「当該第1号訪問事業と」を「介護予防訪問介護相当サービス（第1号事業基準等条例第2条第4号に規定する介護予防訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。）の事業と」に、「当該第1号訪問事業の」を「介護予防訪問介護相当サービスの」に改め、同条第6項中「第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」を「介護予防訪問介護相当サービス事業者」に、「当該第1号訪問事業と」を「介護予防訪問介護相当サービスの事業と」に、「市長が別に定める当該第1号訪問事業の」を「第1号事業基準等条例第5条各項に規定する」に改める。

第4条第1項中「前条第2項に規定する第1号訪問事業」を「介護予防訪問介護相当サービスの事業」に改め、同条第2項中「前条第2項に規定する第1号訪問事業の設備に関する基準として市長が別に定めるもの」を「第1号事業基準等条例第7条第1項に規定する設備に関する基準」に改める。

第9条第3項中「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市長が別に定めるものに限る。））」を「介護予防訪問介護相当サービスの事業」に、「市長が別に定める当該第1号訪問事業の」を「第1号事業基準等条例第5条各項に規定する」に改める。

第10条第1項中「前条第3項に規定する第1号訪問事業」を「介護予防訪問介護相当サービスの事業」に改め、同条第2項中「前条第3項に規定する第1号訪問事業の設備に関する基準として市長が別に定めるもの」を「第1号事業基準等条例第7条第1項に規定する設備に関する基準」に改める。

第33条第1項第3号中「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市長が別に定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者」を「介護予防通所介護相当サービス事業者（第1号事業基準等条例第49条第1項に規定する介護予防通所介護相当サービス事業者をいう。以下同じ。））」に、「当該第1号通所事業と」を「介護予防通所介護相当サービス（第1号事業基準等条例第2条第6号に規定する介護予防通所介護相当サービスをいう。以下同じ。）の事業と」に、「当該第1号通所事業の」を「介護予防通所介護相当サービスの事業

の」に改め、同条第5項中「第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」を「介護予防通所介護相当サービス事業者」に、「当該第1号通所事業と」を「介護予防通所介護相当サービスの事業と」に、「市長が別に定める当該第1号通所事業の」を「第1号事業基準等条例第49条各項に規定する」に改める。

第34条第2項中「前条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」を「介護予防通所介護相当サービス事業者」に、「当該第1号通所事業と」を「介護予防通所介護相当サービスの事業と」に、「市長が別に定める当該第1号通所事業の」を「第1号事業基準等条例第50条第1項から第3項までに規定する」に改める。

第43条第1項第3号中「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市長が別に定めるものに限る。）」を「介護予防通所介護相当サービスの事業」に、「当該第1号通所事業」を「介護予防通所介護相当サービス」に改め、同条第5項中「第1項第3号に規定する第1号通所事業」を「介護予防通所介護相当サービスの事業」に、「市長が別に定める当該第1号通所事業の」を「第1号事業基準等条例第49条各項に規定する」に改める。

第44条第2項中「前条第1項第3号に規定する第1号通所事業」を「介護予防通所介護相当サービスの事業」に、「市長が別に定める当該第1号通所事業の」を「第1号事業基準等条例第50条第1項から第3項までに規定する」に改める。

（長野市指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部改正）

- 5 長野市指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成25年長野市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第78条第1項中「（次条及び第3項において「指定事業者」という。）」を削り、同条第2項中「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。）に係るサービス」を「長野市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成28年長野市条例第54号。以下「第1号事業基準等条例」という。）第2条第4号に規定する介護予防訪問介護相当サービス」に改め、同条第3項中「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。）に係るサービス」を「第1号事業基準等条例第2条第6号に規定する介護予防通所介護相当サービス」に改める。

（長野市指定地域密着型サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部改正）

- 6 長野市指定地域密着型サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成25年長野市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項第3号中「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市長が別に定めるもの

に限る。)に係る指定事業者」を「介護予防通所介護相当サービス事業者（長野市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成28年長野市条例第54号。以下「第1号事業基準等条例」という。）第49条第1項に規定する介護予防通所介護相当サービス事業者をいう。以下同じ。））」に、「当該第1号通所事業と」を「介護予防通所介護相当サービス（第1号事業基準等条例第2条第6号に規定する介護予防通所介護相当サービスをいう。以下同じ。）の事業と」に、「当該第1号通所事業の」を「介護予防通所介護相当サービスの事業の」に改め、同条第6項中「第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」を「介護予防通所介護相当サービス事業者」に、「当該第1号通所事業と」を「介護予防通所介護相当サービスの事業と」に、「市長が別に定める当該第1号通所事業の」を「第1号事業基準等条例第49条各項に規定する」に改める。

第10条の3第2項中「前条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」を「介護予防通所介護相当サービス事業者」に、「当該第1号通所事業と」を「介護予防通所介護相当サービスの事業と」に、「市長が別に定める当該第1号通所事業の」を「第1号事業基準等条例第50条第1項から第3項までに規定する」に改める。

（長野市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正）

7 長野市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（平成27年長野市規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市長が別に定めるものに限る。）に係る指定事業者」を「長野市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成28年長野市条例第54号。以下「第1号事業基準等条例」という。）第5条第1項に規定する介護予防訪問介護相当サービス事業者」に改め、同項の表第3条第2項の項を次のように改める。

第3条第2項	指定訪問介護事業者（長野市指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第55号。以下「指定居宅サービス基準等条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	介護予防訪問介護相当サービス事業者（長野市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成28年長野市条例第54号。以下「第1号事業基準等条例」という。）第5条第1項に規定する介護予防訪問介護相当サービス事業者をい
--------	--	--

		う。以下同じ。)
	指定訪問介護（指定居宅サービス基準等条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）	介護予防訪問介護相当サービス（第1号事業基準等条例第2条第4号に規定する介護予防訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。）
	指定介護予防訪問介護又は指定訪問介護	指定介護予防訪問介護又は介護予防訪問介護相当サービス

附則第8項の表第3条第6項の項中「第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」を「介護予防訪問介護相当サービス事業者」に、「当該第1号訪問事業」を「介護予防訪問介護相当サービスの事業」に改め、「に規定する」を削り、「市長が別に定める第1号訪問事業の」を「第1号事業基準等条例第5条各項」に改め、同表第4条第1項の項中「前条第2項に規定する第1号訪問事業」を「介護予防訪問介護相当サービスの事業」に改め、同表第4条第2項の項中「に規定する設備に関する基準」を削り、「前条第2項に規定する第1号訪問事業の設備に関する基準として市長が別に定めるもの」を「第1号事業基準等条例第7条第1項」に改める。

附則第9項中「介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市長が別に定めるものに限る。）」を「第1号事業基準等条例第2条第4号に規定する介護予防訪問介護相当サービスの事業」に改め、同項の表第10条第3項の項中「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市長が別に定めるものに限る。）」を「介護予防訪問介護相当サービス（長野市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成28年長野市条例第54号。以下「第1号事業基準等条例」という。）第2条第4号に規定する介護予防訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。）の事業」に改め、「に規定する」を削り、「市長が別に定める当該第1号訪問事業の」を「第1号事業基準等条例第5条各項」に改め、同表第11条第1項の項中「前条第3項に規定する第1号訪問事業」を「介護予防訪問介護相当サービスの事業」に改め、同表第11条第2項の項中「に規定する設備に関する基準」を削り、「前条第3項に規定する第1号訪問事業の設備に関する基準として市長が別に定めるもの」を「第1号事業基準等条例第7条第1項」に改める。

附則第11項中「介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市長が別に定めるものに限る。）に係る指定事業者」を「第1号事業基準等条例第49条第1項に規定する介護予防通所介護相当サービス事業者」に改め、同項の表第34条第1項第3号の項を次のように改める。

第34条第1項	指定通所介護事業者（指定居宅サー	介護予防通所介護相当
---------	------------------	------------

第3号	<p>ビス基準等条例第86条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(長野市指定地域密着型サービスの事業者、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年長野市条例第59号。以下「指定指定地域密着型サービス基準等条例」という。))第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)</p>	<p>サービス事業者(長野市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例(平成28年長野市条例第54号。以下「第1号事業基準等条例」という。))第49条第1項に規定する介護予防通所介護相当サービス事業者をいう。以下同じ。)</p>
	<p>指定通所介護(指定居宅サービス基準等条例第85条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準等条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)</p>	<p>介護予防通所介護相当サービス(第1号事業基準等条例第2条第6号に規定する介護予防通所介護相当サービスをいう。以下同じ。)</p>
	<p>指定介護予防通所介護又は指定通所介護等</p>	<p>指定介護予防通所介護又は介護予防通所介護相当サービス</p>

附則第11項の表第34条第6項の項中「第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」を「介護予防通所介護相当サービス事業者」に、「当該第1号通所事業」を「介護予防通所介護相当サービスの事業」に改め、「に規定する」を削り、「市長が別に定める当該第1号通所事業の」を「第1号事業基準等条例第49条各項」に改め、同表第35条第2項の項中「前条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」を「介護予防通所介護相当サービス事業者」に、「前条第1項第3号に規定する第1号通所事業」を「介護予防通所介護相当サービスの事業」に改め、「に規定する設備に関する基準」を削り、「前条第1項第3号に規定する第1号通所事業の設備に関する基準として市長が別に定めるもの」を「第1号事業基準等条例第50条第1項から第3項まで」に改める。

附則第12項中「介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市長が別に定めるものに限る。)」を「第1号事業基準等条例第2条第6号に規定する介護予防通所介護相当サービスの事業」に改め、同項の表第40条第1項第3号の項中「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市長が別に定めるものに限る。)」を「介護予防通所介護相当サービス(長野市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例(平成28年長野市条例第54号。以下「第1号事業基準

等条例」という。)第2条第6号に規定する介護予防通所介護相当サービスをいう。以下同じ。)の事業」に、「当該第1号通所事業」を「介護予防通所介護相当サービス(第1号事業基準等条例第2条第6号に規定する介護予防通所介護相当サービスをいう。)」に改め、同表第40条第6項の項中「第1項第3号に規定する第1号通所事業」を「介護予防通所介護相当サービスの事業」に改め、「に規定する」を削り、「市長が別に定める当該第1号通所事業の」を「第1号事業基準等条例第49条各項」に改め、同表第41条第2項の項中「前条第1項第3号に規定する第1号通所事業」を「介護予防通所介護相当サービスの事業」に改め、「に規定する設備に関する基準」を削り、「前条第1項第3号に規定する第1号通所事業の設備に関する基準として市長が別に定めるもの」を「第1号事業基準等条例第50条第1項から第3項まで」に改める。